

JASTPRO 396

貿易手続簡易化のために
2011-09

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

記事1. 国連CEFACT活動に係る普及・促進セミナーの開催(新潟地区) 1

記事2. ◇連載◇ 貿易慣習の諸問題(6) 3
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 国連CEFACT活動に係る普及・促進セミナーの開催(新潟地区)

(財)日本貿易関係手続簡易化協会は、新潟市内において(財)にいがた産業創造機構、新潟商工会議所、日本貿易振興機構(ジェトロ)新潟貿易情報センター、さらには(社)全国旅行業協会、(社)国際観光旅館連盟等7団体のご協力を得て、貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター(略称:国連CEFACT)が約半世紀の歴史の中で取り組んできた、貿易取引の電子化と国際標準化の動きを中心に「貿易円滑化と電子ビジネスに係る国際標準化普及・促進セミナー」を開催しました。

このセミナーは、一昨年9月、日本では初めてとなる第15回国連CEFACTフォーラムが開催されたのを機に、国連CEFACTの活動等をより一層理解し利活用して頂くことを目的として開催しているもので、フォーラム開催地である北海道(札幌)を皮切りに、関東(横浜)、名古屋、大阪、北九州(小倉)、南九州(長崎)、沖縄、四国(高松)、そして中国(広島)において、順次関係機関や関係団体の協力を得て実施している。

新潟でのセミナーは、四国や中国地区での開催形態と同様に当協会が独自に開催したものであり、参加者の応募に不安があったものの、地元の業界等のご理解を得て30名を超える参加を得ることができました。参加者からは、「旅行関係等幅広い分野における国際標準化の動きを知る良い機会であった。」「タイトルからは接し難い感覚があるものの、聴講してみると活動の重要性というものが理解できた。」といった今回のセミナー開催を評価する意見も出されている。

なお、本セミナーは、来る11月29日(火)、宮城地区においても開催する予定であり、この地での開催をもって、全国主要地域での「貿易円滑化と電子ビジネスに係る国際標準化普及・促進」に向けた一連の活動は幕を閉じることとなる。

《開催概要》

1. 日 時 2011年9月12日(月) 13:30～17:15
2. 会 場 「ANAクラウンプラザホテル新潟」3階「阿賀」
〒950-8531 新潟市中央区万代5-11-20
3. 参加費 無料
4. 参加者 32名(貿易関係者、観光業、新潟商工会議所、官庁等)
5. 主 催 財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
6. 後 援 ○財団法人にいがた産業創造機構、○新潟商工会議所
○日本貿易振興機構(ジェトロ)新潟貿易情報センター
○社団法人 全国旅行業協会、○社団法人 国際観光旅館連盟
○社団法人 全国中小貿易業連盟、○公益財団法人 日本関税協会東京支部

7. プログラム

○ 13:30～14:00

国際貿易におけるセキュリティ強化の動向について

講師:(財)日本貿易関係手続簡易化協会 常務理事 山内 大二郎

○ 14:00～15:20

貿易円滑化に向けた国連CEFACTの取り組みについて

講師:(財)日本貿易関係手続簡易化協会 業務第3部長 平井 一海

— 休憩(10分) —

○ 15:30～17:15

国際旅行電子商取引活動と地域観光情報の発信について

～ 国連の中での旅行部門の活動(45分) ～

講師:国連CEFACT TBG9(旅行関連部会) 議長 鈴木 耀夫

NPO法人 旅行電子商取引促進機構 専務理事

～我が国とアジア太平洋地域の国々との連携(45分)～

講師:NPO法人 旅行電子商取引促進機構 理事長 石原 直

AFAC TT&L(旅行関連部会) 議長

◇ 連載 ◇

記事2. 貿易慣習の諸問題(6)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

6. バラ積み貨物の売買とSGA第16条

6.1 バラ積み貨物の売買に関する法律の改善

6.1.1 共同所有者間の売買と所有権移転

イギリスの物品売買法(1979年SGA)第2条は売買契約の定義(第1項)および共有する物品の一部分の所有者と他の部分の所有者との間における売買契約(第2項)について、次のように規定しています。

「第2条 第1項 物品の売買契約とは、代金と称する金銭による約因に対して、売主より買主に物品の所有権を譲渡する、または譲渡することを約する契約をいう。

第2項 共有する物品の一部分の所有者と他の部分の所有者の間においても売買契約を行うことができる。」

第2項に規定するような取引の目的物は必然的に物品の未分割持分(undivided share)で、部分的所有者(part-owners)は共同所有者です。SGAの規定は広く、それぞれの部分的所有者の持分の権利全部の売買ならびにその一部の売買を含みます。その結果、それぞれの所有者の持分の比率が変わります。第2項の規定は、一部分の所有者が共有者以外の者に対して、自分の保有する財産権の一部分を譲渡し、その結果、その譲受人との間に、共同所有者関係(co-ownership)を生ずるといった問題に触れていません。また、第2条第2項の文言からは、共同所有者間の取引において、例えば、平穏な占有に関する黙示保証とか、引渡に関する規則が適用されるのかという点是不明確です。第2条第1項は、SGAが適用される「物品の売買契約」を定めていますが、物品の一部分の持分(part-share)または一部分の権利(part-interest)それ自体がSGAの目的のための「物品」であるか否かは明確ではありません。

6.1.2 共同所有者間の取引は売買か

第2条第2項はこのような取引を売買契約としています。また、この取引を印紙税法(the Stamp Acts)における「物品売買に関する合意」であると判示した判例があります¹。廃止された1893年SGA第4条[詐欺防止法]の規定にある「物品売買に関する契約」に該当するとの判例があります²。しかし、会員制クラブにおける酒類の供給に関する判例の多くは、会員に対する酒類の供給は、それぞれの会員が代金を支払っているけれども、これは、会員が共有して

1 *Venning v. Leckie* (1810) 13 East 7; *Marson v. Short* (1835) 2 Bing (N.C.) 118.

2 *Van Cutsem v. Dunraven* [1954] C.L.Y. 2998.

いる「財産の分配」(distribution of property)に過ぎないのであって、酒類の「売買」ではないと判示した判例があります³。これらの判例では、SGAに言うところの売買とは、双務的なもので、多角的な取引ではないと考えられているようです。このような物品を購入することに合意した者は、その物品の所有者ではないので、物品の他の部分の所有者を共同所有者にすることはできません。彼がなし得ることは、契約にもとづいて、自分の権利を部分的に譲渡するか、あるいはこれを担保に入れるだけです。以上のことから、不特定物の部分的所有という概念は存在しないということになります⁴。

6.1.3 SGA第16条改正の要望

SGA第16条は、「不特定物の売買契約の場合には、物品が確定しないかぎり、かつ確定するまでその所有権は買主に移転しない」と規定しています。AとBが共同で一頭の馬を購入し、Aの持分は3分の2、Bの持分は3分の1とします。後日、Aは自分の持分の半分をBに売る契約を結び、Bから代金を受取りました。しかし、第16条の規定により、不特定の持分が確定するまで、その所有権はBに移転することがありません。同様に、穀物、石炭その他のバラ積みの状態で貯蔵(bulk storage)または船積されている貨物(bulk cargo)の中から、その一部分の物品を売買する場合、その物品の買主はその物品が確定するまで所有権を取得することができません。その効果は、たとえ買主がすでに物品の代金を支払った場合でも同じです。そこで、売主が破産した場合、買主は無担保債権者となり、一方、買主が購入した物品と支払った代金は破産管財人の手に移ることになります。このような事態を改善するために実施された法律委員会の調査報告書にもとづいて、バラ積み貨物の一部分である物品の売買に関するSGA第16条の効果について考察したいと思います。

6.2 法律委員会の報告書

6.2.1 イギリス法律委員会

イギリス法律委員会(Law Commission)は、the Law Commission Act 1965により設立され、法律の体系的発達および簡素化と近代化の促進に寄与するための常設委員会です。また、スコットランドにはスコットランド法律委員会(Scottish Law Commission)という別組織があるので、2つの法律委員会が存在します。かつての法改正委員会(Law Revision Committee)およびその後身である法改革委員会(Law Reform Committee)は付託された事項のみを審議したのに対して、法律委員会は自らのイニシアチブによって法改革が必要と思われる問題を取上げて審議する権限を与えられており、必要と考えられる法律問題について、その改正のために調査と報告を行うことになっています。

3 *Graff v. Evans* (1882) 8 Q.B.D. 373; *Trebanog Working Men's Club & Institute Ltd. v. Macdonald* [1940] 1 K.B. 576.

4 A.G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, para.112.

6.2.2 バラ積み貨物の売買に関する調査

SGAの下では、特定されたバラ積み貨物の一部分である一定数量の物品 — 例えば、指定された船舶に積載されている(即ち、特定された)バラ積み貨物(小麦)の中から100トンの小麦 — を購入した者は、物品が確定するまで、その所有権を取得できません。これは、SGA第16条の規定があるからです。買主は、その物品の代金をすでに支払っており、またその際、権原証券である書類を受領したかもしれません。それでも、物品が確定する前に売主が支払不能⁵(insolvent)に陥った場合には、代金と物品はともに売主の債権者の保全のため管財人に移管されます。今回の法律委員会の報告書⁶はこの問題について調査・検討したものです。法律委員会は、バラ積み貨物の一部分である物品が売買されたときの所有権移転に関する現行法について検討し、その結果にもとづいて、法律改正の提言を行いました。

6.2.3 調査の背景

1985年、ロッテルダム商事裁判所(the Commercial Court in Rotterdam)で判決された事件が、現行法の危険性を示しています⁷。大量貨物の一部分である物品の購買者(sub-purchaser)が代金を支払い、売主の荷渡指図書を受領したのですが、その物品の所有権は購買者に移転しておらず、売主の債権者たちが売主に対して訴訟を起こして、バラ積み貨物を差押えました⁸。この事件では、売主の荷渡指図書の効力が問題になりました。この書類は、船荷証券のような権原証券と異なり、オランダの法律において、引渡と同等のものとなし得るものではありませんでしたが、同法廷は、当該契約の準拠法であったイギリスの法律(1979年SGA第16条)に従って、物品が確定するまで所有権が移転しないことが明らかであるという事実を述べました。このような意見は何ら新しいものではありませんが、この種のリスクが広く知られるようになり、商品取引業界の間にこの問題について関心が高まりました。多くの主要国際商品取引所から法律委員会に対して、海上運送される大量のバラ積み貨物の中から一部分の物品を購入する買主の権利に関する法律を再検討して欲しい旨の要請がありました。

6.2.4 業界団体へのアンケート調査

このような要請を受けて、まず法律委員会は、実際に国際商品取引においてこのような問題

5 イギリスでは、1986年の支払不能者法(Insolvency Act 1986)にもとづいて、手続開始の要件として法人および個人について支払不能であることが要求されます。1861年の破産法(Bankruptcy Act 1861)までは、破産(bankruptcy)は商人にのみ適用され、支払不能という言葉は商人でない者について用いられる法域が多くみられました。

6 The Law Commission and the Scottish Law Commission, *Sale of Goods Forming Part of a Bulk*, (LAWCOM. No.215 and SCOT.LAW COM. No.145), July 1993.

7 *The Gosforth*, S. en S. 1985 Nr. 91. なお、Davenport, "Ownership of Bulk Cargoes — *The Gosforth*," [1986] L.M.C.L.Q. 4 を参照。

8 この仮差押えは、海事事件のin rem action(対物訴訟)で、船舶または積荷を差押えることで、大陸法およびスコットランドでは普通に行われていますが、イングランド法にはこれと同等のものはありません。

が生ずる具体的な実態を把握するための予備的調査を実施しました。調査票を各種の商品取引所および関連業界団体に送付し、会員に調査票を配布して、調査への協力を依頼しました。その結果、100通以上の回答を得ることができました。回答者は、grain, animal feedstuffs, feedstuff raw materials, vegetable oils and oilseedsを取扱う業者が大半を占めていましたが、その他に、sugar, coffee, cocoa, tea, oil, metal and oresを取扱う業者もいました。回答者の85%以上が、大量のバラ積み貨物の一部分である状態のときに物品を売買しており、バラ積み貨物が海上にある場合と陸上に蔵置されている場合はほぼ半々でした。一部の回答者（10%未満であるが）は、代金を支払ったにもかかわらず物品の引渡前に売主が支払不能に陥ったために、バラ積み貨物の中から物品を受領できなかったという経験を持っていました。ほとんど回答者全員がバラ積み貨物の中から一定数量の物品を購入する際に、物品の滅失または損傷に対する保険を掛けていました。また、大量のバラ積み貨物の一部分である物品について保険契約を結ぶ場合に、全く問題がないと回答されています。

6.3 主要な審議事項

6.3.1 1989年の中間報告書

1989年に、イングランドおよびスコットランドの法律委員会は、バラ積み貨物の一部分の物品に対する権利に関する法律について中間報告書を発表しました⁹。この報告書は、SGA第16条だけでなく、1855年船荷証券法第1条にもとづいて生じる問題も取上げています。後者で特に問題になったのは、同法第1条の規定によると、海上物品運送契約に従って物品の引渡を受領する者が、その者に所有権が移転してないときは、船荷証券にもとづいて運送人を訴えることができないということでした。また、1979年SGA第16条はしばしば所有権の移転を妨げています。そこで、海上運送中の大量のバラ積み貨物の一部分である物品を購入する買主は、1979年SGA第16条により所有権が移転しないことと、その結果、1855年船荷証券法第1条の規定により全く権利を取得できないという二重の規制を受けているのです。船荷証券法にもとづく問題は、大量のバラ積み貨物の中の物品だけに関するものではありません。これは、同法の規定により所有権の移転がなかった全ての場合に生じたのです。調査の結果、商品取引業者および関連業界団体から、1979年SGA第16条の改正および1855年船荷証券法の改正の両方について強い要望があり、特に後者については至急に検討して欲しいとの要望がありました。そこで、法律委員会はまずこの問題に着手することを決定しました。

9 The Law Commission, *Working Paper No.112, Rights to Goods in Bulk* (April 1989); The Scottish Law Commission, *Discussion Paper No.83, Bulk Goods: Section 16 of the Sale of Goods Act 1979 and Section 1 of the Bills of Lading Act 1855* (August 1989).

6.3.2 海上物品運送に関わる訴権

両法律委員会は、1991年3月に「海上物品運送に関わる訴権」と題する報告書¹⁰を発表しました。同報告書は、物品の所有権が移転したと否とにかかわらず、船荷証券の合法的所持人が、単に所持人であるということによって、船荷証券にもとづいて訴訟できる権利を認めるよう勧告しました。この報告書は、1992年海上物品運送法として実現されました。しかし、この報告書は、SGA第16条それ自体の改正を検討する必要がないとしたものではありませんが、第16条が改正されなかった結果、買主がすでに代金を支払ったにもかかわらず、引渡がなされる前に売主が支払不能に陥った場合に生じる問題が残ってしまいました。

6.3.3 バラ積み貨物の一部分である物品の売買

アンケート調査では、支払不能について詳細な質問を行わなかったため、破産処理専門家から興味ある回答は得られませんでした。けれども、SGA第16条の改正計画に関連して支払不能について更に検討を加えることが望ましいという意見が幾つかの関連業界団体から提出されました。そこで、両法律委員会は、この問題に関する破産専門家およびこの問題に関心を持つ者に対して諮問することを決定しました。その結果、「バラ積み貨物の一部分である物品の売買；支払不能の観点から」(Sale of Goods Forming Part of a Bulk; Insolvency Aspect)と題する諮問委員会報告書が1991年4月に発表されました。この報告書には多数の大変有益な回答が含まれています。

6.4 1979年物品売買法の問題点

6.4.1 物品売買法の適用対象

連合王国における物品売買に関する法律は主として1979年SGAに収められています。現行のSGAは、1893年SGAを基礎にして制定され、広範囲にわたって、イングランドとスコットランドとの間の相違点を解消しています。物品売買契約にもとづく所有権の移転に関する法律は現在、連合王国内は何処でも同じです¹¹。SGAは物品の売買だけに関係しています。SGA第61条第1項は、物品には「債権(things in action)および金銭(money)を除くすべての動産(personal chattels)、およびスコットランドにおいては、金銭を除くすべての動産(corporeal moveables)」を含むと規定しています。そこで、本報告書は、未採掘の鉱物(unextracted minerals)のような物には関与しません。SGAは、特定物と不特定物を区別しています。特定物について、SGA第61条第1項に定義が述べられています。バラ積み貨物は特定物であり得ます。例えば、特定のコンテナに貯蔵されている石油全部(all the oil in a particular

10 The Law Commission and the Scottish Law Commission, *Rights of Suit in Respect of Carriage of Goods by Sea* (LAW COM. No.196; SCOT.LAW COM. No.130), March 1991.

11 以前、スコットランドにおけるコモンローは通常、所有権を移転するために物品の引渡を要件としました。しかし、現実的・物理的引渡に代る引渡方法が認められていました。

container)、特定のサイロに貯蔵されている穀物全部 (all the grain in a particular silo) などに関する売買契約は、特定物の売買契約です。不特定物とは、契約成立時またはその後において、契約の目的物として特定も合意もされていない物ということです。契約成立時に確定されていない物品は、契約成立後に、合意にしたがって確定された時、確定物になります¹²。また、バラ積み貨物の一部分が、契約の都度、積荷全体の中から区別され、引渡されて、最後に残ったものが、特定の購買者の購入した物品として特定された例もあります¹³。不特定物には、種類物 (generic goods) が含まれますが、その中には、全く特定されていない種類物 (例えば、或る種類の小麦500トン) および特定の大量貨物 (例えば、The Challenger 号という船舶に積載されている500トンの小麦) の一部分である一定数量の物品というものがあります。前者のような不特定物の中には、契約成立時には存在していないものもあり得ます。それは将来物 (future goods) と呼ばれ、SGA 第61条第1項に定義が述べられています。また、後者の物品は「準特定物」(quasi-specific goods) と呼ばれていました¹⁴。

6.4.2 所有権移転に関する規定

SGA 第16条は絶対的な規定で、「不特定物の売買契約の場合には、物品が確定しないかぎり、かつ確定するまでその所有権は買主に移転しない」と定めています。しかし、第16条は、物品が確定した時に所有権が移転するとは述べていません。物品の売買契約にもとづく所有権移転の一般原則は、「当事者が移転について意図した時に、所有権は売主から買主へ移転する」ということです。すなわち、SGA 第17条第1項は、「特定物または確定物の売買契約の場合には、契約当事者が移転について意図した時に、所有権は売主から買主へ移転する」と定めています。けれども、SGA 第16条は物品が確定する前に所有権の移転を妨げており、当事者は第16条と無関係に契約を結ぶことはできません¹⁵。これに対して、Hayman & Son v. McLintock 事件¹⁶において、Lord McLaren は、「バラ積み貨物の一部分である物品について複数の買主と売買契約が締結されて、それぞれの荷口ごとに船荷証券が発行されても、それぞれの物品が確定されるまで所有権が移転し得ないことは明らかであるが、このような状況において複数の船荷証券が譲渡された場合、特定の船舶に積載されている未確定の物品の譲渡の効力を有すると思われる」と述べています。もしこれが、売買契約にもとづいて、このような船荷証券の譲渡により、確定されていない物品の所有権移転の可能性を示唆するものであれば、それはSGA 第16条の規定に反するものであるという意見があります¹⁷。当事者の意思を確定する

12 *Re Wait* [1927] 1 Ch. 606.

13 *Wait and James v. Midland Bank* (1926) 24 Ll.L.R. 313; *Karlshamns Olje Fabrikeri v. Eastport Navigation Corp. (The Elafi)* [1981] 1 Lloyd's Rep. 679.

14 Goode, *Proprietary Rights and Insolvency in Sales Transactions*, 2nd ed., 1989. p.18.

15 *Karlshamns Olje Fabrikeri v. Eastport Navigaton Corp. (The Elafi)*, *supra*.

16 *Hayman & Son v. McLintock*, 1907 S.C. 935, at p.952.

17 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, p.749.

にあたっては、契約の条項、当事者の行為および四囲の状況を考慮しなければなりません (SGA 第17条第2項)。別段の意思が明らかでないかぎり、当事者の意思を確定する規則がSGA 第18条に規定されています。本報告書に関係があるのは、次の第18条第5則です。

「第5則 (1) 種類による不特定物または将来物の売買契約において、引渡しうる状態にあるその種類の物品が、買主の同意を得て売主によりあるいは売主の同意を得て買主により、無条件で契約に充当されたとき、物品の所有権は買主に移転する。同意は明示的または黙示的のいずれでもよいし、また充当の前または後でもよい。

(2) 契約に従って、買主へ送付または買主のために保持する目的で、売主が、買主または運送人その他の受寄者 (買主の指定した者であると否とを問わず) に物品を引渡し、物品の処分権 (the right of disposal) を留保しないときは、売主は物品を無条件で契約に充当したものと推定される。」

6.5 SGA 第16条の法的効果

6.5.1 特定されたバラ積み貨物全体の売買

SGA 第16条は、1つの契約により、バラ積み貨物全部を、数量ごとに分離しないで共同所有者となった複数の購買者に売ることを妨げません。これは、特定物の売買で、例えば、競走馬の売買¹⁸、船舶の売買¹⁹、ダイヤモンドの売買²⁰が複数の購買者に対して行われた判例があります。SGA 第16条は、大量貨物の2分の1,3分の1、または何パーセントと言う形で表示され、全体から未分離の物品の売買を妨げていません²¹。SGA 第2条第2項それ自体は、契約が売主の権利全部の移転に関する場合にのみ可能であるとの意見²²がありますが、共有する物品の1人の所有者と他の所有者との間の売買契約が可能であることを明示しています。冒頭で述べたように、これが物品売買契約であるか否かは明確ではありません。Re Sugar Properties (Derisley Wood) Ltd. 事件²³において、種馬 (stallion) の一部分である持分が債権 (chose in action) として取扱われましたが、1878年の売買証書法²⁴ (the Bills of Sale Act 1878) 第4条の規定では、引渡による移転の概念が中心となっています。物品に関する未分割の持分

18 競走馬はしばしば共同所有者集団によって所有されるとのことです。Van Cutsem v. Dunraven [1954] C.L.Y. 2998. この事件では、40分の1株の譲渡が問題になりました。

19 The Merchant Shipping Act 1988の第18条の規定によると、同法にもとづいて、64人の登録所有者に対して売買する契約が可能です。

20 Oppenheimer v. Frazer [1907] 2 K.B. 50.

21 A.G. Guest, Benjamin's Sale of Goods, 4th ed., 1992, paras. 1-080, 1-119 and 2-025. M. Mark, Charlmer's Sale of Goods, 18th ed., 1981, p.166.

22 R. M. Goode, Commercial Law, 1982, pp.157-158.

23 Re Sugar Proprietries (Derisley Wood) Ltd. [1988] B.C.L.C. 146, at p.151.

24 売買証書 (bill of sale) は、そこに記述されている物品の権利が売主から買主へ移転した証拠となる書類で、かつては捺印証書に限られていましたが、現在は、売買された物品と価格を記載した書類をさすのに用いられるようになりました。

(undivided share) は抽象的なもので、債権または無体財産²⁵で、物品売買法における「物品」の定義には入りません。しかし、物品に関する未分割の持分が、1979年SGAの適用範囲内に含まれることが意図されていたか否かは議論の余地があります²⁶。1893年SGAの制定以前の判例²⁷で、1頭の馬の半分を所有する所有者によるその持分の売買が、印紙税法の目的のための物品売買であると判示されています。これは、1893年SGA第1条(1979年SGA第2条第2項)に黙示されていると考えられます。そして、法律委員会は、1979年SGAからこのような疑問点を一切取り除くような改正が必要であると提言しました。

6.5.2 共同所有物の未分割の持分

バラ積み貨物の2分の1、3分の1、あるいは何パーセントという形で表示された未分割の持分(undivided share)が、SGAの目的のための「物品」として適格であるとするならば、次に問題となるのは、このような持分は「不特定物」であるか否かと言うことです。この点についても不明確です。冒頭に述べたSGA第2条第2項に黙示されているような共同所有物の持分、例えば、1頭の馬の3分の1の持分が不特定物であると言うことが難しいというのは、その持分の所有権は、その馬が生きている間は、売買によって移転できる方法が全くないということを意味します。これまで考えられなかったことです。馬、船舶、絵画、テーブルなど、破壊せずに分割することのできない物品の一部分について、売買が存在し得るにもかかわらず、他方において、その持分の所有権はその物品を実際に分割しないかぎり移転し得ないということは、法律にとって不条理と言わざるを得ません。イギリスの法律では、財物に関する紛争解決の場合に、エクイティの原理を適用することにより、困難な問題を避けています²⁸。

6.5.3 分割可能な物品と分割不能な物品

SGA第16条は、このように分割不能な物品と、容易に分割可能な物品を区別していません。他方、特定された物品の中の未分割の持分(例えば、4分の1)を「物品」と言うことに問題がなければ、その持分は特定されかつ合意されて(identified and agreed)、その持分を含む物品が特定されかつ合意されたのであれば、残余の未分割の持分も特定されかつ合意されたと言うことができます。したがって、特定物の何分の幾つとか、何パーセントと表示した一部分は、第16条の目的のための「不特定物」とみなすべきではないと考えます。このような考えにもとづいて、SGA第17条の規定に従って、当事者が所有権の移転を意図した時に、その所有権は移転し、

25 無体動産(incorporeal chattel)とは、無体物である人的財産(personal property)で、債権(chose in action)一般をさすこともあれば、特に特許権、著作権などの無体財産権や株式、公社債、年金などの無体財産をさすこともあります。

26 *Van Cutsem v. Dunraven* [1954] C.L.Y. 2998.

27 *Marson v. Short* (1835) 2 Bing (N.C.) 118.

28 Crosssley Vaines, *Personal Property*, 5th ed., 1973, p.57. Bell, *Modern Law of Personal Property in England and Ireland*, 1989, pp.74-75, 166-168.

そして、買主は、他の所有者（その中には売主を含むことがあります）と共同所有者（owner in common）になるのです²⁹。

6.5.4 不特定な大量貨物全体に関する複数の平行契約

SGA 第16条は、全体が不特定である物品の所有権移転を妨げています。「買主が購入したのは何であるかを言うことができない場合に、彼が物品を購入したと説明できない」³⁰のであるから、これは理解できるし、また当然のことです。SGA 第16条は、バラ積み貨物の中から数量によって購入された物品の所有権が、その物品の確定前に移転することを妨げています。これも、その数量の物品の所有権に関する限り、理解できるし、また当然のことです。けれども、第16条はさらに、バラ積み貨物の一部分である一定数量の物品を購入した購買者が、そのバラ積み貨物全体の共同所有者になることをも妨げています。

Laurie and Morewood v. Dudin & Sons 事件³¹では、購買者はバラ積み貨物の共同所有者になるとの意見が提案されたにもかかわらず、最終的に拒絶されました。また、Karlshamns Olje Fabrikeri v. Eastport Navigation Corp. (The Elafi) 事件³²において、Mustill 判事は次のように述べています。「次の段階では、まず貨物全体が原告に対して、1つの売買契約でなく、4つの売買契約によって売られた場合に、問題がどのようになるかを検討する。…売主が、バラ積み貨物の一部分で、まだ分離されていない物品について、複数の異なる買主との間にそれぞれ別個の売買契約を締結した場合、問題の解決に2つの方法がある。イギリスの法律によると、大量の貨物から物品が物理的に分離されるだけでなく、個々の買主に、それぞれの契約に該当する部分である物品の所有権が移転し得るような方法で分離されるまで、所有権は移転しないのである。…けれども、これらの当事者間に複数の契約が平行して締結され、契約数量の合計がバラ積み貨物全体を構成する場合には、このような解決方法をとる必要は全くない。1人の買主が同一の売主と同一種類の物品に関する複数の売買契約を結んで、それらの契約の物品が一括して同一船舶に船積みされた場合に、バラ積み貨物全体の中のどの部分がいずれの契約の目的物であるかを特定しなければならない状況が実務上必要であると、私は考えることができない。」

6.5.5 バラ積み貨物の購買者が共同所有者になり得る場合

しかし購買者がバラ積み貨物全体の中の未分割の持分を取得するという考え方は、イギリスの法律では完全に拒絶されたわけではありません。それは、危険の移転と被保険利益の取得と

29 *Marson v. Short*, *supra*. Atiya, *Sale of Goods*, 8th ed., 1990, p.316; Goode, *Proprietary Rights and Insolvency in Sales Transactions*, 2nd ed., 1989, pp. 21-22, 25-26.

30 Goode, *op. cit.*, p.17.

31 *Laurie and Morewood v. Dudin & Sons* [1926] 1 K.B. 223, at pp.224 and 234-236.

32 *Karlshamns Olje Fabrikeri v. Eastport Navigation Corp. (The Elafi)* [1981] 2 Lloyd's Rep. 679, at p.684; [1982] 1 All E.R. 208, at p.214, per Mustill J.

いう形で認められています³³。また、占有の取得の可能性もあります³⁴。SGA 第 16 条が、バラ積み貨物の一部分である一定数量の物品を購入した購買者が、バラ積み貨物全体の共同所有者になることをも妨げていることは、殆ど理解されていないか、あるいは当然であると思われていません。このことは、代替性物品が、「(最初から)バラ積み貨物全体から全く分離されることがない場合」と、「当事者の合意によって、僅かな間でも、他から分離され、そして他と一緒に、分離されないバラ積み状態で保管された場合」との間には決定的な法的結果を生ずる相違があることを意味します。後者の場合には、物品が瞬間的に分離されて、契約に充当された時に、他に別段の合意がないかぎり、一買主はその所有権を取得し、そして、その物品が他と一緒にされた時、バラ積み貨物全体の共同所有者になると考えられます。さらに、上記の 6.5.1 項から 6.5.4 項に述べたことが正しいとすると、代替性物品に関する契約が数量、重量、容積などによって物品を特定する場合と、契約が物品を割合 — バラ積み貨物の何分の1とか、何パーセント — で特定する場合との間にも非常に重要な法的結果を生ずる相違があることを意味します。そして、後者の場合に、他に別段の合意がないかぎり、買主はバラ積み貨物全体の共同所有者になるのです。

6.5.6 引渡に荷渡指図書が用いられる場合

大量のバラ積み貨物の中から一部分の物品を購入する購買者は、その物品を売主のために保管する倉庫業者のような第三者に宛てた荷渡指図書を売主から受取るのが普通です。この買主は荷渡指図書を倉庫業者に呈示し、倉庫業者は当該数量の物品をこの買主のために保管することを承認します。この承認手続をイングランドの法律では“attornment”といいますが、スコットランドの法律ではこれをしません。一方、この手続は、売主と買主の間における引渡の効力を生じ³⁵、買主は、倉庫業者に対して荷渡指図書に記載されている数量の物品の引渡を要求する権利を取得しますが、物品の所有権を移転させることはできません。物品はまだ不特定物の状態にあり、SGA 第 16 条が依然として所有権の移転を妨げています³⁶。売主が支払不能に陥った際に、物品は清算人または管財人に移管されます。買主がこの物品またはその一部分を購買者に転売し、荷渡指図書を引渡しても、所有権の移転に関しては、その立場は同じです。この場合、中間にいる買主がまだ最初の売主に代金を支払っていないときは、購買者は、代金の支払を得ない売主の留置権 (unpaid seller's lien) に優先して請求できます³⁷。けれども、SGA

33 *Inglis v. Stock* (1885) 10 App.Cas. 263; *Sterns Ltd. v. Vickers Ltd.* [1923] 1 K.B. 78.

34 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)* [1949] A.C. 293, at p.312.

35 SGA 第 29 条第 4 項(引渡に関する諸原則)。

36 *Hayman v. McLintock*, 1907 S.C. 936; *Laurie and Morewood v. Dudin & Sons* [1926] 1 K.B. 223.

37 SGA 第 39 条第 2 項(支払を得ない売主の権利)、第 41 条(支払を得ない売主の留置権)および第 47 条(買主による転売その他の効果)を参照。*Capital and Counties Bank Ltd. v. Warriner* (1896) 1 Com.Cas. 114; *Ant. Jurgens Margarine-fabrieken v. Louis Dreyfus* [1914] 3 K.B. 40; *D.F. Mount Ltd. v. Jay & Jay (Provisions) Ltd.* [1960] 1 Q.B. 159.

第16条の規定により、購買者は依然として物品の所有権を取得できないので、物品が確定する前に、最初の売主が支払不能に陥ったときは、依然として不利な立場にあります。

6.5.7 「買主への売買」と「購買者への転売」の相違

一人の買主が、同一の売主と複数の契約を結び、それぞれの契約で、大量貨物の中から特定数量の物品を購入することにより、あるいは、一人の売主から、大量貨物の中の特定数量を購入し、残余の物品を他の者（例えば、最初の売主からこれを購入した購買者）から購入することにより、その大量貨物全体の購買者になることは可能です。このような場合に、それぞれの契約に係る物品が確定する前に、第16条がこの購買者への所有権移転を妨げるか否かと言う問題が生じます。第16条は、文字通りに解釈すると、それぞれの契約に係る物品が確定するまで、所有権が移転できない旨を規定しています。同条は、「不特定物の売買契約の場合には」ということを前提とし、それから「物品が確定するまで」その所有権は移転しないと述べています。この文脈における「物品」という意味は、契約に定められている物品ということです。しかし、裁判所は、ここで扱っているようなケースにおいて、第16条を論理的に結論付けようとし、大量貨物に関連する複数の契約がひとたび1人の購買者の下に統合されたときは、現行の第16条はもはや作用しないと判示しています³⁸。このことは、売買であるか転売であるかという取引形態 (pattern) および、買主であるか購買者であるかという識別 (identity) により、第16条の解釈に相違があることを意味します。

6.5.8 複数の契約による複数の購買者に対する売買

しかし、第16条は、バラ積み貨物全体が複数の異なる契約にもとづいて複数の異なる購買者によって購入された場合には、期待を裏切るような事態を展開させます。売主は、バラ積み貨物全体の代金をすでに受取っている場合もあるでしょう。また、バラ積み貨物は、異なる購買者のために第三者の倉庫に保管されていることもあります。また、バラ積み貨物は、最後の売買が行われた後、数ヶ月間あるいは数年間も倉庫に保管され、そして、それぞれの購買者は、保管料と保険料を支払い続けていることもあります。けれども、それぞれの異なる契約に係る物品が確定しないかぎり、所有権は移転し得ないのです³⁹。その間、バラ積み貨物全体は、売主に帰属し、多くの場合、売主自身もこの事実を知らないのです。そして、売主が支払不能に陥ったときは、バラ積み貨物全体が清算人または管財人に引取られることになります。

6.5.9 占有が移転し、代金が支払われても所有権は移転しない場合

第16条は、物品が買主に物理的に引渡された後でも、その所有権の移転を妨げることがあり

38 *Wait and James v. Midland Bank, supra; Karlshamns Olje Fabrikey v. Eastport Navigation Corp. (The Elafi), supra.*

39 *Healy v. Howlett & Sons* [1917] 1 K.B. 337. この場合でも、購買者全員がその物品全部を1人の者に転売した時は、所有権は移転します。

ます。例えば、売主が主要な取引先であるA社と各地に幾つかの中小の取引先を持っていると仮定します。業者間割引を条件として、A社は大量貨物を地方の中小業者に小売するため、売主の代理商を引き受けたとします。売主は大量貨物をA社に引渡し、A社はこの中から一定数量の物品を自分のために購入し、その代金を売主に支払いました。その後、数週間にわたり、地方の中小業者がA社を訪れ、それぞれが少量の物品を購入しました。A社は、売主から大量貨物の引渡を受領したにもかかわらず、地方の中小業者との契約による物品が、大量貨物から分離され、そして最後の契約の物品が大量貨物から引渡されて、手元に残された物品がA社の購入したものであると確定されるまで、A社が購入した物品の所有権は移転しません⁴⁰。

6.5.10 危険移転の原則

SGA 第16条は、大量貨物の一部分である物品が確定する前に、所有権の移転を妨げているにもかかわらず、危険の移転を妨げていません。また、大量貨物の一部分である一定数量の物品の購買者が、物品の確定前に、その物品の被保険利益を取得することも妨げません⁴¹。物品の滅失または損傷の危険が、所有権が移転する前に買主に移転することは普通にみられることです。1979年SGA 第20条は次のように、危険移転の原則を規定しています。

「第20条 危険は原則として、所有権に伴って移転する

第1項 別段の合意がないかぎり、所有権が買主に移転するまでは、物品の危険は売主の負担とし、所有権が買主に移転した後は、引渡の有無に関わらず、物品の危険は買主の負担とする。

第2項 しかし、売主または買主の過失により引渡が遅延した場合には、かかる過失がなければ生じなかったであろう損害については、危険は過失のある当事者の負担とする。

第3項 本条の規定は、売主または買主が相手方の受寄者として負う義務または責任を変更するものではない。」

しかし、明示的または黙示的にせよ、多くの場合、第20条の規定と異なる合意が行われており、すべては契約の条項に従って履行されています⁴²。バラ積み貨物の一部分である物品の購買者は、第16条の規定により、物品の所有権を取得できないにもかかわらず、物品が滅失または損傷を被った場合には、損害を負担しなければならないので⁴³、そのために、保険を手配しなければならないというのが実態です。

(続)

40 *Wait & James v. Midland Bank*, *supra*.

41 *Inglis v. Stock* (1885) 10 App.Cas. 263.

42 *Comptoir d'Acht et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)*, *supra*.

43 *Sterns Ltd. v. Vickers Ltd.* [1923] 1 K.B. 78.

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

本協会の事業は、財団法人JKA、
日本財団、財団法人貿易・産業協
力振興財団からの助成金等、
関係業界からの寄付金および賛助
会費ならびにコード事業の収入に
よって行われております。

JASTPRO 第37巻 第6号 通巻第396号

・ 禁無断転載

平成23年9月30日発行 JASTPRO刊11-06

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階

電話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。